

家畜の飼養衛生管理状況に関する 定期報告書の提出について

平成23年4月家畜伝染病予防法の一部が改正され、「飼養衛生管理基準」が見直されました。

それに伴い、対象家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数及び飼養衛生管理状況に関する事項について、都道府県知事に報告することが義務づけられました。

平成24年度の定期報告について、報告内容の確認と準備をお願いします。

◆対象家畜の種類及び報告期限

対象家畜の種類	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし	4月15日
家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）	6月15日

◆報告内容及び必要書類

1 基本情報

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ①所有者の氏名及び住所 | ④家畜の種類及び頭羽数
(2月1日時点の内容) |
| ②管理者の氏名及び住所 | ⑤畜舎等の数 |
| ③農場の名称及び所在地 | |

2 飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）

3 添付書類

- ①農場平面図（衛生管理区域、消毒設備の設置場所を記入）
- ②必要のないものを立入らせないための措置
- ③消毒設備の種類
- ④家畜伝染病発生時の埋却地、焼却等の準備状況（馬を除く）
- ⑤大規模農場における追加措置
(担当獣医師名及び連絡先、通報ルールの書類)

★★★不明な点がありましたら、当所までお問い合わせ下さい。★★★